

## 新規農作物支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、近年の気候変動や地球温暖化の影響、新品種の開発により、オホーツク地域においても生産が可能となる農作物の栽培に取り組む生産者が増えているが、新規作物のため栽培技術や保管方法の習得も独自で行っている状況にある。

また、栽培に必要な機材の購入や残留農薬検査なども、生産者が少ないため共同で実施できず個人で用意している場合が多い状況にある。このような中、新規農作物の栽培に取り組む生産者に対し支援を行うことで、地域農業の新たな可能性を模索するもの。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 網走市内の認定農業者及び、認定農業者で構成する法人、営農集団又はその他グループ組織。
- (2) 暴力団員による不当な行為に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当しないもの。
- (3) 市税を滞納していないもの。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業は、第1条の目的を達成する事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助金対象経費」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 資格取得経費
- (2) 残留農薬検査代等
- (3) 消耗品費（ただし飲料及び食料品を除く）
- (4) 備品購入費
- (5) その他、市長が特に認める経費

### (補助金の額)

第5条 補助金は、第4条に掲げる対象経費の2分の1以内の額で上限額を50万円とし、予算の範囲内で補助するものとする。なお、補助は新規農作物1品に対し1回とする。

### (事業の実施期間)

第6条 事業の実施期間は令和8年度から令和10年度までの3年間とする。

### (補助事業の申請等)

第7条 補助金の申請、請求等の手続きは、網走市補助金等交付規則（昭和57年規則第18号）の定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。